

○浜松医科大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 25 号)

改正 平成 17 年 1 月 13 日規則第 42 号 平成 18 年 3 月 9 日規則第 1 号 平成 18 年 12 月 14 日規則第 12 号
平成 19 年 3 月 15 日規則第 4 号 平成 19 年 9 月 25 日規則第 16 号 平成 20 年 3 月 13 日規則第 2 号
平成 21 年 3 月 30 日規則第 1 号 平成 22 年 1 月 25 日規則第 1 号 平成 23 年 3 月 28 日規則第 1 号
平成 24 年 2 月 27 日規則第 7 号 平成 24 年 5 月 28 日規則第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日規則第 2 号
平成 25 年 3 月 22 日規則第 10 号 平成 26 年 5 月 26 日規則第 16 号 平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号
平成 27 年 4 月 24 日規則第 20 号 平成 28 年 1 月 26 日規則第 5 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号
平成 28 年 4 月 25 日規則第 13 号 平成 29 年 10 月 30 日規則第 14 号 平成 29 年 12 月 25 日規則第 16 号
平成 30 年 11 月 27 日規則第 7 号 平成 31 年 2 月 25 日規則第 1 号 平成 31 年 3 月 27 日規則第 6 号
令和 2 年 1 月 28 日規則第 4 号 令和 2 年 6 月 23 日規則第 11 号 令和 2 年 9 月 23 日規則第 12 号
令和 3 年 1 月 27 日規則第 2 号 令和 3 年 2 月 22 日規則第 5 号 令和 3 年 12 月 20 日規則第 14 号
令和 4 年 1 月 26 日規則第 1 号 令和 4 年 3 月 23 日規則第 10 号 令和 4 年 7 月 25 日規則第 29 号
令和 4 年 12 月 26 日規則第 35 号 令和 5 年 2 月 27 日規則第 4 号 令和 5 年 7 月 24 日規則第 12 号
令和 5 年 12 月 25 日規則第 17 号 令和 5 年 12 月 25 日規則第 18 号 令和 6 年 2 月 26 日規則第 1 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 14 条)

第 2 章 学部(第 15 条―第 33 条)

第 3 章 大学院(第 34 条―第 45 条の 2)

第 4 章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍(第 46 条―第 54 条)

第 5 章 検定料、入学料及び授業料(第 55 条―第 62 条の 2)

第 6 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生(第 63 条―第 68 条)

第 7 章 賞罰(第 69 条・第 70 条)

第 8 章 公開講座(第 71 条)

附則

第 1 章 総則

(目的及び使命)

第 1 条 浜松医科大学(以下「本学」という。)は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況を、積極的に公表するものとする。

(教育研究の基本組織)

第4条 本学に、医学部を置く。

2 医学部に、医学科及び看護学科を置く。

3 医学科及び看護学科に次の講座を置く。

医学科

総合人間科学、器官組織解剖学、細胞分子解剖学、神経生理学、医生理学、分子生物学、医化学、腫瘍病理学、再生・感染病理学、薬理学、再生医療学、微生物学・免疫学、健康社会医学、法医学、内科学第一、内科学第二、内科学第三、精神医学 外科学第一、外科学第二、脳神経外科学、整形外科学、皮膚科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線診断学、放射線腫瘍学、麻酔・蘇生学、産婦人科学、小児科学、歯科口腔外科学、臨床薬理学、救急災害医学、臨床腫瘍学、リハビリテーション医学、形成外科学

看護学科

基礎看護学、臨床看護学、地域看護学

4 医学科の定員は、収容定員 625 人、入学定員 100 人、第2年次編入学定員 5 人とし、看護学科の定員は、収容定員 260 人、入学定員 60 人、第3年次編入学定員 10 人とする。

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、医学系研究科を置く。

3 医学系研究科に置く専攻及び課程並びにその収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	収容定員	入学定員
医学専攻	博士課程	120 人	30 人
看護学専攻	博士前期課程	32 人	16 人
看護学専攻	博士後期課程	9 人	3 人
光医工学共同専攻	博士後期課程	9 人	3 人
合計		170 人	52 人

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 6月7日

春季休業 3月6日から4月10日まで

夏季休業 7月20日から8月31日まで

冬季休業 12月16日から翌年1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の各休業期間は、教育上必要と認めるときは、学長はこれを変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が教育上必要と認めるときは休業日に授業をすることができる。

(附属図書館)

第9条 本学に、附属図書館を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(本学の学内施設)

第11条 本学に、次の学内施設を置く。

(1) 光医学総合研究所

(2) 次世代創造医工情報教育センター

(3) 地域創成防災支援人材教育センター

(4) 保健管理センター

(5) 安全衛生管理センター

(6) 医療廃棄物処理センター

(7) 情報基盤センター

(8) 子どものこころの発達研究センター

(9) 医学教育推進センター

(10) 総合診療教育研究センター

(11) 国際化推進センター

(12) 死因究明画像診断センター

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座等)

第 12 条 本学に、寄附により運営する、寄附講座等を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 13 条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院教授会)

第 14 条 大学院の専攻ごとに大学院教授会を置く。ただし、医学専攻及び光医工学共同専攻においては、大学院医学系研究科医学専攻教授会として同一の大学院教授会を置くものとする。

2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学部

(修業年限)

第 15 条 修業年限は、医学科にあつては 6 年、看護学科にあつては 4 年とする。

(在学期間)

第 16 条 在学期間は、医学科にあつては 10 年(第 2 年次編入学にあつては 9 年)、看護学科にあつては 8 年(第 3 年次編入学にあつては 4 年)を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学科にあつては、第 2 年次まで通算して 4 年を超えて在学することはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、看護学科にあつては、同一の年次に 2 年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第 17 条 医学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同様以上の学力があると認めた者で 18 歳に達したもの

(医学科の編入学、転入学及び再入学)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、医学科の相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学の医学部の進学課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で本学に転入学を志願するもの

(3) 本学の医学科の退学者で再入学を志願するもの

2 前項第 3 号に規定する再入学を志願する者のうち、本学の医学科に 4 年以上在学し、早期に大学院(医学系博士課程)へ進学し、課程を修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(医学科の第 2 年次編入学)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、医学科の第 2 年次に入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者及び外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者で、入学を志願するもの。ただし、医学部医学科を卒業した者及び在学中の者を除く。

(2) 外国において前号に掲げる者が授与された学位と同等であると本学が認める学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(3) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(看護学科の再入学)

第 20 条 本学の看護学科の退学者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

2 前項に規定する再入学を志願する者のうち、本学の看護学科に 3 年以上在学し、早期に大学院(看護学系修士課程)へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(看護学科の第 3 年次編入学)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、看護学科の第 3 年次に入学を許可する。

(1) 大学又は短期大学の看護系学科を卒業した者で入学を志願するもの

(2) 専修学校の看護系の専門課程(修業年限が 2 年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(3) 高等学校の看護系の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(編入学者等の取扱い)

第 22 条 第 18 条から前条までの規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(教育課程)

第 23 条 医学部の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し編成する。

(1 年間の授業期間)

第 24 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(履修の単位数)

第 25 条 医学部の課程を修了するためには、第 23 条の授業科目により、別に定める単位数を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 26 条 医学部の教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 医学部の教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(授業科目の修得の認定)

第29条 授業科目の修得の認定は、試験その他の審査により行う。

(関連教育病院)

第30条 本学は、関連教育病院において、学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の臨床教育について必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第31条 授業科目の成績評価の方法は、別に定める。

(課程修了の認定)

第32条 課程修了の認定は、教授会に諮って、学長が行う。

(卒業・学位授与)

第33条 本学に第15条に規定する修業年限以上在学し、医学部の全課程の修了の認定を受けた者に対し、卒業を認め、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 大学院

(標準修業年限及び長期履修)

第34条 大学院の標準修業年限は、医学専攻博士課程にあつては4年、看護学専攻博士課程にあつては5年、光医工学共同専攻博士後期課程にあつては3年とする。ただし、看護学専攻博士課程は、これを前期2年の看護学専攻博士前期課程及び後期3年の看護学専攻博士後期課程に区分し、看護学専攻博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 大学院の学生が、職業を有している等の理由により、前項に定める標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる。

3 長期履修について必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第 35 条 大学院の在学期間は、医学専攻博士課程にあつては 8 年、看護学専攻博士前期課程にあつては 4 年、看護学専攻博士後期課程及び光医工学共同専攻博士後期課程にあつては 6 年を超えることができない。

(入学資格)

第 36 条 大学院の医学専攻博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修業年限が 6 年の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者

(5) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

2 大学院の看護学専攻博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 3 大学院の看護学専攻博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
 - (8) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた 24 歳以上の者
- 4 大学院の光医工学共同専攻博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
 - (7) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた 24 歳以上の者
(編入学、転入学及び再入学)

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程を中途において退学した者で、本学の大学院に編入学を志願するもの
 - (2) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程に在学する者で、課程の中途において本学の大学院に転入学を志願するもの
 - (3) 本学の大学院を課程の中途において退学した者で、再入学を志願するもの
- 2 編入学、転入学及び再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(教育方法)

第38条 大学院の教育は、専攻に応じ教育上必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

第39条 大学院の教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第40条 大学院の授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等については、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第41条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより15単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院に留学する場合に準用するものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第42条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。この場合には、他の大学院又は研究所等との協議による。

2 前項の規定は、外国の大学院、研究所等に留学する場合に準用するものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条 大学院の教育上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

- 3 前項及び第41条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(課程の修了の要件)

第44条 医学専攻博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 看護学専攻博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 看護学専攻博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、13単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 光医工学共同専攻博士後期課程の修了は、当該課程に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

- 5 第43条により本学の大学院に入学する前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限り。）を、本学の大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の認定により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間及びその他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなし、前3項の在学期間に含めることができる。ただし、修士課程について本項を適用する場合、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位授与)

第45条 大学院の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 この章に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

(連合大学院)

第45条の2 大阪大学大学院に設置される大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科博士課程の教育研究の実施について、本学は、大阪大学、金沢大学、千葉大学及び福井大学と連携協力するものとする。

第4章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 46 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学、再入学及び大学院医学系研究科医学専攻博士課程への入学の場合については、後学期の始めとすることがある。

(入学者の選考)

第 47 条 本学に入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

(入学志願手続)

第 48 条 入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付の上、願書、検定料払込証明書及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学手続及び入学許可)

第 49 条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、前項の適用については、入学料に係る入学手続を終えた者とみなす。

(休学)

第 50 条 病気その他の理由により、引き続き 2 か月以上修学することができない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て更に引き続き 1 年以内休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者は、学長はこれを休学させることができる。

4 休学期間は、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 連続して 2 年

(2) 医学科の学生は通算して 4 年

(3) 前号の規定にかかわらず、医学科第 2 年次編入学者にあつては通算して 3 年

(4) 看護学科の学生は通算して 4 年

(5) 前号の規定にかかわらず、看護学科第 3 年次編入学者にあつては通算して 2 年

(6) 大学院医学専攻博士課程の学生は通算して 4 年

(7) 大学院看護学専攻博士前期課程の学生は通算して 2 年

(8) 大学院看護学専攻博士後期課程の学生は通算して 3 年

(9) 大学院光医工学共同専攻博士後期課程の学生は通算して 3 年

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 51 条 休学期間中にその理由がなくなったときは、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 52 条 病気その他の理由により退学しようとする者は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会(大学院の学生にあつては大学院教授会(以下「教授会等」という。))に諮って、学長が退学させる。

- (1) 学部の学生にあつては第 16 条、大学院の学生にあつては第 35 条の在学期間を超えた者
- (2) 第 50 条第 4 項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
(除籍)

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会等に諮って、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であつて、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第 55 条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 56 条 本学の大学院に入学する者であつて、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に入学する者であつて、特別な事情によって入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 3 本学に入学する者であつて、特別な事情によって、納付期限までに入学料の納付が困難な場合は、本人の申請により、入学料の徴収猶予を行うことがある。
- 4 前各項の規定による入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納期)

第 57 条 授業料は、前期及び後期の 2 期に分けて、年額の 2 分の 1 に相当する額を、次に掲げる納付期間内に納付しなければならない。

前期(4 月から 9 月まで) 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期(10 月から 3 月まで) 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が申し出たときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の免除)

第 58 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって、授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により各期ごとの授業料の全部若しくはその一部を免除することがある。

2 前項の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 59 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

2 前項の授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

第 60 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合、又は授業料の徴収猶予を申請した者が休学を許可された場合は、月割計算により休学した月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学した月の前月までの授業料の全額を免除する。

2 前期又は後期中間において復学した者の授業料は、月割計算により、復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付しなければならない。

(退学又は除籍の場合における授業料)

第 61 条 退学又は除籍の場合は、当期分の授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(2) 入学料又は授業料の未納を理由に除籍された場合

2 授業料の徴収猶予の許可を受けている者が、願い出により退学を許可された場合は、前項の規定にかかわらず、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第 62 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるものを返還する。

(1) 第 47 条に規定する医学部の入学者選抜において、2 段階選抜による第 1 段階目の選抜で不合格となった者 当該検定料

(2) 第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、9 月 30 日までに休学又は退学した場合 後期分授業料

(3) 第 57 条第 3 項の規定により、入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合 当該授業料

(4) その他学長が、特別な理由があると認めた場合 当該検定料、入学料及び授業料
(その他検定料、入学料及び授業料に関する事項)

第 62 条の 2 第 55 条から前条までに定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第 63 条 本学において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第 64 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第 65 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第 66 条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学で授業科目を履修すること又は大学院の研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学との協議に基づき、選考の上、学長は、それぞれ特別聴講学生又は研究指導を受ける者を特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、それぞれ聴講生及び研究生の授業料の額と同額とする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料を徴収しないことができる。

(1) 国立大学法人の設置する大学との協議により受け入れた学生

(2) 大学間交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた外国人留学生

(3) 大学間特別研究学生交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生

(4) 大学間相互単位互換協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生

(5) その他学長が特別に認めた者

(外国人留学生)

第 67 条 外国人で、本学に留学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語及び日本事情に関する授業科目を置く。

- 3 外国人留学生が、前項の規定に基づく日本語及び日本事情に関する授業科目を修得した場合は、別に定めるところにより、その単位を第 25 条に規定する単位に代えることができる。

(その他研究生等に関する規則)

第 68 条 第 63 条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 69 条 学生で、表彰に値する行為があったものは、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第 70 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、教授会等に諮って学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第 8 章 公開講座

(公開講座)

第 71 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 3 月 31 日に旧浜松医科大学に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学等をする者が在学しなくなるまでの間、旧浜松医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧浜松医科大学の学則の定めるところによる。

附 則(平成 17 年 1 月 13 日規則第 42 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 9 日規則第 1 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 14 日規則第 12 号)

この学則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 4 号)
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日規則第 16 号)
この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 13 日規則第 2 号)
この学則は、平成 20 年 3 月 13 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。ただし、第 5 条の 2 については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 21 年 3 月 30 日規則第 1 号)
- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 - 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度～平成 29 年度
医学部 医学科	平成 21 年度～平成 29 年度 105 人 (5)	580 人 (25)	590 人 (25)	600 人 (25)	610 人 (25)	620 人 (25)	630 人 (25)

() 内は、第 2 年次後期編入学を外数で示す。

- 附 則(平成 22 年 1 月 25 日規則第 1 号)
- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
 - 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員				
	平成 22 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部 医学科	115 人 (5)	110 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)

収容定員

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
660 人 (25)	680 人 (25)	690 人 (25)	685 人 (25)	680 人 (25)	665 人 (25)

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
650 人 (25)	635 人 (25)	620 人 (25)	610 人 (25)

() 内は、第 2 年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日規則第 1 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 27 日規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成 24 年 5 月 28 日規則第 1 号)

この学則は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 23 日規則第 2 号)

この学則は、この学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条第 2 項の改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日規則第 10 号)

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 26 日規則第 16 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に第 2 年次後期編入学した医学科の学生及び当該入学を志願した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員				
	平成 22 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度～ 平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部 医学科	115 人 (5)	110 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)
収容定員					
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
660 人	680 人	690 人	685 人	680 人	665 人

(25)	(25)	(25)	(25)	(25)	(25)
平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度		
650 人 (25)	635 人 (25)	620 人 (25)	610 人 (25)		

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号)
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 24 日規則第 20 号)
この学則は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

- 附 則(平成 28 年 1 月 26 日規則第 5 号)
- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。
 - 平成 27 年度以前に入学した医学部の学生に対する規則第 50 条第 3 項及び第 4 項並びに第 53 条第 1 項第 2 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号)
この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 25 日規則第 13 号)
この学則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

- 附 則(平成 29 年 10 月 30 日規則第 14 号)
- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 - 改正後の第 5 条第 3 項にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度の博士後期課程光医工学共同専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	
博士後期課程	光医工学共同専攻	平成 30 年度	平成 31 年度
		3 人	6 人

- 改正後の第 41 条、第 43 条及び第 44 条第 3 項ただし書にかかわらず、最初の修了生を出し、カリキュラムの検証を行うまでは適用しないこととする。

附 則(平成 29 年 12 月 25 日規則第 16 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員			
医学部 医学科	平成 22 年度～ 平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	115 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)

収容定員

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
660 人 (25)	680 人 (25)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)	645 人 (25)

平成 35 年度	平成 36 年度
630 人 (25)	615 人 (25)

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

- 3 平成 30 年度以前に入学した大学院の学生に対する第 50 条第 4 項第 6 号及び第 7 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 11 月 27 日規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した医学部の学生に対する第 16 条の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 25 日規則第 1 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 6 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 1 月 28 日規則第 4 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・ 学科	入学定員		収容定員		
医学部	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学科	115 人 (5)	100 人 (5)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
645 人 (25)	630 人 (25)	615 人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和2年6月23日規則第11号)
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月23日規則第12号)
この学則は、令和2年9月23日から施行する。

附 則(令和3年1月27日規則第2号)
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月22日規則第5号)
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月20日規則第14号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・ 学科	入学定員		収容定員		
医学部	令和4年度	令和5年度～ 令和9年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医学科	115 人 (5)	100 人 (5)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)
	令和7年度	令和8年度	令和9年度		

645 人 (25)	630 人 (25)	615 人 (25)
---------------	---------------	---------------

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和4年1月26日規則第1号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第3項にかかわらず、令和4年度及び令和5年度の看護学専攻博士後期課程の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻	課程	収容定員	
看護学専攻	博士後期課程	令和4年度	令和5年度
		3 人	6 人

附 則(令和4年3月23日規則第10号)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月25日規則第29号)

この学則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日規則第35号)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
	令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医学部医学科	115 人 (5)	100 人 (5)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)

令和8年度	令和9年度	令和10年度
645 人 (25)	630 人 (25)	615 人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和5年2月27日規則第4号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月24日規則第12号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年12月25日から施行する。

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	令和 6 年度	令和 7 年度～ 令和 11 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	115 人 (5)	100 人 (5)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)

令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
645 人 (25)	630 人 (25)	615 人 (25)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第12号にかかる死因究明画像診断センターの新設は、令和6年3月1日から施行する。

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
	令和7年度	令和8年度～ 令和12年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部					
医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

<u>令和 10 年度</u>	<u>令和 11 年度</u>	<u>令和 12 年度</u>
<u>645 人</u> <u>(25)</u>	<u>630 人</u> <u>(25)</u>	<u>615 人</u> <u>(25)</u>

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

浜松医科大学学則 変更事項を記載した書類

1 変更の事由

令和 6 年度を期限とする 15 名の臨時入学定員について再度の臨時定員増（令和 7 年度）を実施する予定であることから、必要な事項について浜松医科大学学則に定める。

2 変更の時期

令和 7 年 4 月

3 変更点

第 4 条第 4 項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員に関して、再度の臨時定員増の実施内容を附則に以下のとおり定める。

（附則）

第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 12 年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
	令和 7 年度	令和 8 年度～ 令和 12 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
医学部 医学科	115 人 (5)	100 人 (5)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度		
	645 人 (25)	630 人 (25)	615 人 (25)		

（ ）内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

浜松医科大学学則変更（案）

<学則変更の内容>

令和7年度医学部臨時定員増（令和7年度までの臨時定員）に伴い、収容定員を増加するもの。

（臨時定員の設置状況）

平成22年度～令和元年度：15名 ※令和元年度までの時限

令和2年度～令和6年度：15名 ※令和6年度までの時限

学則（新）	学則（旧）
（教育研究の基本組織） 第4条 本学に、医学部を置く。 2 医学部に、医学科及び看護学科を置く。 3 （略） 4 医学科の定員は、収容定員625人、入学定員100人、第2年次編入学定員5人とし、看護学科の定員は、収容定員260人、入学定員60人、第3年次編入学定員10人とする。 （略） 附 則(平成29年12月25日規則第16号) 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。	（教育研究の基本組織） 第4条 本学に、医学部を置く。 2 医学部に、医学科及び看護学科を置く。 3 （略） 4 医学科の定員は、収容定員625人、入学定員100人、第2年次編入学定員5人とし、看護学科の定員は、収容定員260人、入学定員60人、第3年次編入学定員10人とする。 （略） 附 則(平成29年12月25日規則第16号) 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員			
医学部 医学科	平成22年度～ 平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	115人 (5)	600人 (25)	620人 (25)	640人 (25)

収容定員

平成25年度	平成26年度	平成27年度～ 平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
660人 (25)	680人 (25)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)	645人 (25)

平成35年度	平成36年度
630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

3 (略)

2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員			
医学部 医学科	平成22年度～ 平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	115人 (5)	600人 (25)	620人 (25)	640人 (25)

収容定員

平成25年度	平成26年度	平成27年度～ 平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
660人 (25)	680人 (25)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)	645人 (25)

平成35年度	平成36年度
630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

3 (略)

附 則(令和2年1月28日規則第4号)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和3年12月20日規則第14号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度の間は、次のとおりとする。

附 則(令和2年1月28日規則第4号)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度	令和2年度～ 令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和3年12月20日規則第14号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	令和4年度	令和5年度～ 令和9年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

()内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和4年12月26日規則第35号)

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	令和5年度	令和6年度～ 令和10年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	令和4年度	令和5年度～ 令和9年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

()内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和4年12月26日規則第35号)

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	令和5年度	令和6年度～ 令和10年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

令和8年度	令和9年度	令和10年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和5年12月25日規則第18号)

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
	令和6年度	令和7年度～ 令和11年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

令和9年度	令和10年度	令和11年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和5年12月25日規則第18号)

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度の間は、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員		収容定員		
	令和6年度	令和7年度～ 令和11年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)

令和9年度	令和10年度	令和11年度
645人 (25)	630人 (25)	615人 (25)

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

(新規)

- (新規)

(新規)

(新規)

(新規)